

(総務委員会)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十八年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに広域異動手当の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、俸給の特別調整額について、支給割合の限度を職員の属する職務の級における最高の号棒の俸給月額百分の二十五とする。
- 二、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六千円とする。
- 三、新たに広域異動手当を設け、職員が官署を異にして異動した場合等において、異動等に係る官署間の距離及び住居と官署との間の距離がいずれも六十キロメートル以上であるとき等は、当該職員には、異動等の日から三年間、俸給等の月額合計額に官署間の距離の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給する。

四、この法律は、平成十九年四月一日から施行する。